

議案第四十二号

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 港区長 清 家 愛

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年港区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二の見出し中「及び住居手当」を削り、同条中「、第十二条及び第十四条」を「及び第十二条」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年港区条例第四十

八号)の一部を次のように改正する。

付則第九項中「、第十二条及び第十四条」を「及び第十二条」に改める。

(説明)

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を住居手当の支給対象に加えるため、本案を提出いたします。